

# いぶき保育園 重要事項説明書

支給認定保護者が利用しようと考えている特定教育・保育について、契約を締結する前に知っておいて頂きたい内容を説明いたします。ご不明な点等がありましたら、遠慮なくお問い合わせください。

## 1. 施設の概要

事業者の名称	社会福祉法人 育樹会
代表者氏名	理事長 五十嵐 大吾
施設の名称	いぶき保育園
種別	保育所型認定こども園
所在地	新潟市江南区曾川甲 518 番地 1
連絡先	TEL 025-280-2505 FAX025-280-2573
施設長氏名	園長 五十嵐 大吾
開設年月日	令和 4 年 4 月 1 日

## 2. 教育・保育の理念、基本方針

いぶき保育園の 思い	<p>入所する子どもの最善の利益を考慮し、保護者が安心して仕事ができるように保育することを目的としています。その為、一人一人の個性及び生活習慣を重視した保育を心がけています。</p> <p>また、家庭や地域社会と連携を図り、安定した情緒の下で、健康で安全な生活ができるように環境を整え、子どもの健全な心身の発達を促すことを目指しています。</p>
基本方針	<p>基本方針は、保育指針に準拠します。保育士は、人間的資質を整えるよう研鑽に努め、保育サービスの質の向上に努めます。保育を実施するにあたり、保護者や地域からの意見、意向、要望に耳を傾け、保育に関する共通理解が図れるよう努めます。</p> <p>保育内容は、子どもが本来もっている自ら育とうとする力が十分発揮できるように身体全体を使った直接体験を大切に、併せて困難にもめげない精神力も養うために、それぞれの子どもの理想像を指標に具体的に実施します。</p>
保育教育目標	<ul style="list-style-type: none"><li>・友達と積極的に仲良く遊ぶ子。</li><li>・自分で考え、勇気を持って行動する子。</li><li>・創造性豊かに、科学的探究心を持つ子。</li><li>・自然と地域とのかかわりを楽しむ子。</li><li>・食に興味を持ち、楽しく食べる元気な子。</li></ul>

### 3. 利用の開始及び終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

利用者の内定	【2号・3号認定子ども】市が行う利用調整による 【1号認定子ども】施設の管理者が定めた選考方法による
利用決定	利用契約書の締結による
利用終了	・1号・2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき(卒園を含む) ・保護者から退園の申出があったとき ・保育料滞納者や利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき等、利用継続が不可能であると認められたとき

### 4. 利用定員ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

#### 【1号認定子ども(教育標準時間認定)】

提供する曜日	月曜日から金曜日まで	
保育時間	教育標準時間	8時30分～15時30分
延長保育	保育時間	7時15分～8時29分、15時31分～19時00分
休業日	日曜日・土曜日・祝日	
	年末・年始(12/29～1/3)	
	夏季	8/12～8/15
	冬季	保育園休業日12/29～1/3
	学年末	3月23日～3月31日

#### 【2号・3号認定子ども(保育認定)】

提供する曜日	月曜日から土曜日まで	
保育時間	保育標準時間	7時15分～18時15分(11時間)
	保育短時間	8時00分～16時00分(8時間)
延長保育	保育標準時間	18時16分～19時00分
	保育短時間	7時15分～7時59分 16時01分～19時00分
開園時間	月～金曜日	7時15分～19時00分

	土曜日	7時15分～18時15分
休園日	日曜日・祝日	
	年末年始(12月29日～1月3日)	

## 5. 職員体制

園長	(常勤) 1名
主幹教諭	(常勤) 1名
主任保育士	(常勤) 1名
保育士 (保育教諭)	(常勤) 17名 (非常勤) 21名
保育補助	(非常勤) 4名
看護師	(非常勤) 1名
栄養士	(非常勤) 1名(委託) 献立は、新潟市保育課栄養士による栄養管理のものとなります。
調理師	(常勤) 1名(委託) (非常勤) 4名(委託)
事務員	(常勤) 1名
園医	(非常勤) 2名
外部講師	(非常勤) 5名
<p>※保育士等の人数は、在園児数により変動することがあります。</p> <p><b>職員の禁止行為</b> 本園の職員は、次の行為は行いません。</p> <p>①在園児への虐待・暴力行為</p> <p>②医師からの指示・保護者の同意を得ていない医療行為</p> <p>③特定の在園児への特別扱い(身体に障害がある等の理由がある場合を除く)</p> <p>④在園児又は保護者等に対して行う宗教活動・政治活動・営利活動・その他迷惑行為 また、園児の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な体制の整備を行うと共に、職員に対し研修を実施する等の措置を講じます。</p>	

## 6. 利用料等

利用者負担 (3号認定保育料)	利用する子どもが居住する市町村が定める利用者負担(保育料)
制服・保育用品料	実費徴収(納品時に販売業者への支払いとなります)

給食費	(1号・2号認定児) 副食費 6,120 円 ※口座振替(手数料 82 円ご家庭負担)です。 (3号認定児) 主食・副食費共に月額利用料に含まれます。
延長保育	1号・2号・3号認定児 (30分毎に100円) ※口座振替になります。
納入方法・期日	利用者負担(3号認定月額保育料)は毎月25日(銀行休業日の場合は翌営業日)に口座振替です。引き落としができなかった場合は、後日現金をご持参ください。
一時預かり	基本利用料(4時間以内900円・4時間超1,800円) 給食費 未満児日額400円(誕生会+100円)(給食・ミルクを提供した場合) 以上児日額400円(誕生会+100円) ※利用毎の納入となります。

## 7. 登園・降園の留意事項

登園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登降園用タブレットを打刻または、タブレットに2次元コードを読み込ませてください。</li> <li>・体調や機嫌などいつもと違う様子がみられたらお知らせください</li> <li>・必ず保護者が付き添って登園してください。</li> </ul>
降園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登降園用タブレットを打刻または、タブレットに2次元コードを読み込ませてください。</li> <li>・駐車場等では遊ばず速やかに降園してください。</li> <li>・必ず保護者が付き添って降園してください。</li> <li>・いつもと違う方がお迎えの時はお知らせください。</li> </ul>
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路に駐車・停車しないでください。</li> <li>・園行事のときは車での来園は制限させていただきますのでご了承ください。</li> </ul>

## 8. 嘱託医

嘱託医	五十嵐内科医院 五十嵐 一雅
所在地	新潟市江南区酒屋町 821-29
電話番号	025-280-2053
嘱託歯科医	吉田ファミリー歯科 吉田 孝史
所在地	新潟市江南区天野 2-13-11
電話番号	025-280-7800

## 9. 緊急時における対応方法

### [ 非常災害対策 ]

避難訓練	各種災害に備えた訓練を毎月実施します。
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器の点検を毎月行います。
避難場所	曾野木中学校
緊急時の連絡手段	電話・緊急メール配信・掲示物

### [ 管轄機関等 ]

消防署	江南消防署
警察署	江南警察署 曾野木交番
警備会社	新潟総合警備保障株式会社

※特定教育・保育の提供中において体調の変化などがあった場合には、速やかに保護者への連絡及び関係医療機関にかかるなど必要な措置を講ずるものとします。  
また、災害時には施設の判断により休園する場合があります。

## 10. 相談・要望・苦情窓口

相談・苦情受付担当者	丸山 美由紀	主任保育士
相談・苦情解決責任者	五十嵐 大吾	園長
第三者委員	金子 昌己	法人監事
	弦巻 真里枝	民生委員

※要望・苦情等の内容を受付けた場合には、その内容を記録のもとに適切に対応し必要な改善を行います。

## 11. 事故発生時の対応及び賠償について

特定教育・保育サービスの提供中に事故が発生した場合は、保護者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、教育・保育サービスの提供に伴って、当園の責めに帰すべき事由により園児の生命、身体、財産に損害を及ぼした時は、当園が加入する賠償責任保険の範囲内で保護者に対して損害を賠償します。

当園は以下の保険に加入しています。

保険の種類	施設賠償責任保険
保険の内容	幼稚園・保育園賠償責任保険

## 12. 個人情報の取り扱い

特定教育・保育の提供に当たって、職員及び職員であった者が知り得た個人情報や秘密は、法令による場合や正当な理由を除くほか、保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

## 13. 契約解除(退園)について

下記のような要件に該当する場合は、契約解除(退園)となる場合がありますのでご注意ください。  
また、下記の(1)(2)の要件に該当しそうな場合は、事前にご相談下さい。

- (1) 正当な理由がなく、保育料が2ヶ月以上未納の場合
- (2) 正当な理由がなく、1ヶ月以上当園を休んだ場合
- (3) 保護者が当園の施設及び当園の近隣地域、教育・保育に従事する職員または他の利用者(園児保護者)に対して、重大な背信行為を行った場合
- (4) その他、前号(3)以外に当園長と保護者の間で協議し、当園の利用を継続することが園児の健全な成長を妨げると判断した場合